（土砂災害研究室の所掌事務）

第四十三条の八　土砂災害研究室は、土砂災害対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（港湾・沿岸海洋研究部の所掌事務）

第六十八条　港湾・沿岸海洋研究部は、次に掲げる事項に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（港湾空港関係事務に限り、管理調整部及び港湾情報化支援センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～三　（略）

四　沿岸及び海洋（以下「沿岸海洋」という。）の利用、開発及び保全に関すること。

（土砂災害研究室の所掌事務）

第四十三条の八　土砂災害研究室は、土砂災害対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（深層崩壊対策研究官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（沿岸海洋・防災研究部の所掌事務）

第六十八条　沿岸海洋・防災研究部は、沿岸及び海洋（以下「沿岸海洋」という。）の利用、開発及び保全に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（港湾空港関係事務に限り、管理調整部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（沿岸海洋新技術研究官）

第六十八条の二　沿岸海洋・防災研究部に、沿岸海洋新技術研究官一人を置く。

2　沿岸海洋新技術研究官は、命を受けて、沿岸海洋・防災研究部の所掌事務に係る新技術に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する重要事項に関する事務を整理する。

（津波・高潮災害研究官）

第六十八条の三　沿岸海洋・防災研究部に、津波・高潮災害研究官一人を置く。

2　津波・高潮災害研究官は、命を受けて、沿岸海洋の津波及び高潮の災害対策に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する重要事項に関する事務を整理する。

（沿岸海洋・防災研究部に置く室）

第六十九条　沿岸海洋・防災研究部に、次の三室を置く。

海洋環境・危機管理研究室

沿岸防災研究室

沿岸域システム研究室

（海洋環境・危機管理研究室の所掌事務）

第七十条　海洋環境・危機管理研究室は、沿岸海洋の環境及び危機管理に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（沿岸防災研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（沿岸防災研究室の所掌事務）

第七十一条　沿岸防災研究室は、沿岸海洋の災害の防止に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

（沿岸域システム研究室の所掌事務）

第七十二条　沿岸域システム研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沿岸域における総合的な利用、開発及び保全に関する計画に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、沿岸海洋・防災研究部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（港湾研究部の所掌事務）

第七十三条　港湾研究部は、次に掲げる事項に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（管理調整部及び沿岸海洋・防災研究部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～三　（略）

（新設）